

## 【労務】令和6年度の雇用保険率を公表 令和5年度と同率

厚生労働省から、「令和6年度の雇用保険料率について」として、リーフレットが公表されています。令和6年度の雇用保険料率（雇用保険率）は、令和5年度と同率で変更はないということです。詳しい内容を以下にご紹介します。

### ■令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 6/1,000 です。  
（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 7/1,000 です。）
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き 3.5/1,000 です。  
（建設の事業は 4.5/1,000 です。）

事業の種類	負担者	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

参照ホームページ [ 厚生労働省 ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>